

議長ノート第2部、附則B「報告及び検証」案文

豪州、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、
ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国の提案

2000年1月31日

締約国による報告：

1. 第6条に基づく事業に関与している各締約国は当該プロジェクトに関する情報を報告するものとする。
2. (報告フォーマット)
3. 第6条の事業に関する締約国の報告は各事業に関して下記を含む。
 - (a) 関係締約国の間で合意されたベースライン。
 - (b) 当該年における発生源による温室効果ガスの排出の削減または吸収源による除去の強化の計算。
 - (c) 当該年間の排出削減単位の移転及び取得。これには各単位、シリアル番号、移転先或いは取得元の締約国の登録簿が含まれる。
 - (d) 当該年に償却された(シリアル番号によって明確にされる)排出削減単位すべて。

検証

4. 第6条の事業に参加している締約国は、発生源による排出の削減或いは吸収源による除去の強化について検証する独自の内部メカニズムを構築することができる。
5. 第6 / 7条に基づき締約国から事務局へ提出される第6条の事業に関する情報は、第6 / 8条に従って検討される。
6. 第6条の事業とそれら事業による発生源による温室効果ガスの排出の削減及び / または吸収源による除去の強化を検討する手続は、第6 / 8条に基づき設定される。